

耐震診断・耐震改修マーク表示制度の発足について

財団法人 日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター
既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

1. 経緯と目的

地震国の我が国では、過去の大正12年9月1日の関東大震災を始め、近年では平成7年1月17日の阪神・淡路大震災や平成16年10月23日の新潟県中越地震など、大地震による人命や財産の被害が多く発生しています。

最近では、宮城県沖地震、東海・東南海・南海地震等大地震発生の逼迫性が指摘されるとともに、首都圏直下型地震等の発生も危惧されています。

阪神・淡路大震災後の平成7年12月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（「耐震改修促進法」）が制定され、同年4月には、耐震診断・耐震改修を推進するための情報交流・支援を行う組織として既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会（「全国ネットワーク委員会」参加団体：都道府県・建築関係団体）が創設されました。

また、国の中央防災会議において平成17年3月に定められた「地震防災戦略」では、東海・東南海・南海地震の被害想定死者数や経済被害について平成27年までに半減させるという減災目標が定められ、この目標を達成するために必要となる住宅の耐震化率を当時の約75%から10年間で9割とする目標が設定されました。これを受けて平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、国の基本方針に基づき都道府県の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画も制定されていますが、平成27年までに耐震化率9割を実現するためには建築物の耐震診断、耐震改修を今後更に積極的に推進していく必要性が指摘されています。

このような中で、全国ネットワーク委員会及び（財）日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター（「耐震改修支援センター」）では、国土交通省のご指導、ご協力のもとに、耐震診断、又は、耐震改修を行った結果、耐震改修促進法の耐震診断の指針又は建築基準法の現行耐震基準に適合することが確認できた場合に、その旨を表すマークを記載したプレート（マーク及びプレートは別記）を当該建築物に表示し建築物利用者等に情報提供し、建築物所有者・管理者の耐震安全意識向上を図るとともに耐震改修を促進し、さらに地震発生時における建築物利用者等の的確な対応を可能とすることを目的として、「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」を平成20年2月13日に創設しました。

2. 対象とする建築物

本制度の対象とする建築物は、昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された以下の建築物です。

- (1) 耐震改修促進法に定める特定建築物に該当する用途、規模であるもの（表参照）
- (2) 分譲の共同住宅で、階数が3以上かつ延べ床面積1000㎡以上であるもの

この対象建築物は、社会情勢等を勘案して、随時見直すこととしています。また、プレートの交付者が特に定めた場合は、対象建築物の追加、除外ができることとしています。

3. プレートが交付される建築物

建築物の耐震性に関して、以下の確認等が行われた建築物で、交付を希望した場合にプレートが交付されます。

- (1) 耐震診断を実施した建築物の場合

耐震診断の結果について、ネットワーク委員会に参加し行政庁の指導に基づいて耐震判定を行っている耐震判定団体（「耐震判定団体」）から、建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受けた建築物

- (2) 耐震改修を実施した建築物の場合

イ. 耐震改修促進法における所管行政庁から耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受け、建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合することを確認された建築物

- ロ. 建築基準法による建築確認を受けて耐震改修を実施し、完了検査が行われ、検査済証の交付を受けた建築物
- ハ. 耐震判定団体から耐震診断・耐震改修計画の判定を取得して耐震改修を実施し、耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合することを確認された建築物

4. プレートの交付者

① 特定行政庁、② 所管行政庁、③ 耐震判定団体、④ ネットワーク委員会に参加している指定確認検査機関、⑤ 耐震改修支援センター（但し、ネットワーク委員会に参加していない指定確認検査機関により確認等が行われた建築物の所有者等から交付の希望があった場合に限ります。）

なお、都道府県内のプレート交付者間で協議し、プレートの交付を統一的行なう場合があります。

5. プレート交付の費用

プレートの交付時に、プレート交付者は必要な費用を申請者から申し受けます。

6. プレートの建築物への表示等

プレートの交付を受けた者は、プレートを当該建築物に表示することができるとともに、プレートの交付を受けたことを、ホームページや印刷物に掲載することができます。

7. 交付の取消し

次のいずれかに該当する場合には、交付が取り消されます。

- ① 申請者が交付の取消しを申請した場合
- ② 偽りその他不正な手段によりプレートの交付を受けたことが判明した場合
- ③ 耐震性に係る用途変更又は増改築等の改変を行った場合
- ④ 正当な理由が無く、必要な報告、資料の提出及び調査を拒否した場合
- ⑤ プレートの運用にあたって不誠実な行為を行った場合

8. プレート交付者の運営要領

本制度を具体的に実施するための運営要領がプレート交付者により定められます。

9. その他

本制度が実施される前に、上記3による確認等が行われた建築物については、申請があった場合は本制度の対象とされます。

表 耐震改修促進法における特定建築物一覧

| 用途 | | 特定建築物の規模要件 |
|--|---|-----------------------------------|
| 学校 | 小学校, 中学校, 中等教育学校の前期課程 盲学校, 聾学校若しくは養護学校 | 階数 2 以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む |
| | 上記以外の学校 | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 体育館 (一般公共の用に供されるもの) | | 階数 1 以上かつ1,000㎡以上 |
| ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これら に類する運動施設 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 病院, 診療所 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 集会場, 公会堂 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 展示場 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 卸売市場 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店 舗 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| ホテル, 旅館 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 賃貸住宅 (共同住宅に限る。), 寄宿舎, 下宿 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 事務所 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 老人ホーム, 老人短期入所施設, 身体障害者福祉 ホームその他これらに類するもの | | 階数 2 以上かつ1,000㎡以上 |
| 老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福 祉センターその他これらに類するもの | | 階数 2 以上かつ1,000㎡以上 |
| 幼稚園, 保育所 | | 階数 2 以上かつ500㎡以上 |
| 博物館, 美術館, 図書館 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 遊技場 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 公衆浴場 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダ ンスホールその他これらに類するもの | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 理髪店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他これらに類 するサービス業を営む店舗 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物を除く) | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供す るもの | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は 駐車のための施設 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 郵便局, 保健所, 税務署その他これに類する公益 上必要な建築物 | | 階数 3 以上かつ1,000㎡以上 |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | | 政令で定める数量以上の危険物 を貯蔵, 処理する全ての建築物 |
| 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接 する道路の通行を妨げ, 多数の者の円滑な避難を 困難とするおそれがあり, その敷地が都道府県耐 震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 | | 全ての建築物 |

別記

マーク及びプレートの様式

マークは商標登録申請中、プレートの大きさはA 4判(縦 297 mm×横 210 mm)

| | |
|--|---------------------------|
|  | |
| 耐震診断／耐震改修済建築物 | |
| <small>財団法人 日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会</small> | |
| <p>この建築物は、昭和56年以前に建築されたものですが、耐震診断、 又は、耐震改修の結果、現行の耐震改修促進法に基づく耐震診断の指針 又は建築基準法に基づく耐震基準に適合している建築物です。</p> | |
| 交 付 者 名 | 印 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| 建築物名称/所在地 | 〇〇〇〇〇〇〇〇ビル/〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 |
| 交付番号 | 〇〇〇〇〇 |

「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」参加団体名簿

| | | | |
|--------|------|-------------|------|
| ■ 委員長 | 岡田恒男 | (財)日本建築防災協会 | 理事長 |
| ■ 副委員長 | 村上雅也 | 早稲田大学教授 | |
| ■ 副委員長 | 坂本 功 | 慶應義塾大学教授 | |
| □ 事務局 | 財団法人 | 日本建築防災協会 | |
| □ 事務局長 | 杉山義孝 | (財)日本建築防災協会 | 専務理事 |

(社)カーテンウォール・防火開口部協会
機能ガラス普及推進協議会

(財)建材試験センター

建築改装協会

(財)建築技術教育普及センター

(社)建築業協会

(財)建築行政情報センター

(社)建築研究振興協会

(社)建築・設備維持保全推進協会

(社)建築設備技術者協会

(財)建築保全センター

(社)高層住宅管理業協会

構造調査コンサルティング協会

住宅金融支援機構

(財)住宅産業研修財団

(社)住宅生産団体連合会

(財)住宅保証機構

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

繊維補修補強協会

全国建設労働組合総連合

(社)全国タイル業協会

(社)全国中小建築工事業団体連合会

(社)全国鐵構工業協会

全国ビルリフォーム協同組合連合会

(NPO)耐震総合安全機構

(独)都市再生機構

(社)日本空調衛生工事業協会

(社)日本建築あと施工アンカー協会

(社)日本建築家協会

(社)日本建築学会

(社)日本建築構造技術者協会

(社)日本建築士会連合会

(社)日本建築士事務所協会連合会

日本建築行政会議

(財)日本建築設備・昇降機センター

(財)日本建築センター

(社)日本鋼構造協会

(財)日本住宅・木材技術センター

日本政策投資銀行

有限責任中間法人日本増改築産業協会

(社)日本ツーバイフォー建築協会

(社)日本電設工業協会

(社)日本塗装工業会

(社)日本ビルチング協会連合会

(社)日本木造住宅産業協会

(社)不動産協会

(社)プレハブ建築協会

(社)文教施設協会

(財)ベターリビング

(財)マンション管理センター

(社)日本免震構造協会

(NPO)リニューアル技術開発協会

(財)日本建築防災協会

(社)北海道建築設計事務所協会

北海道建築技術協会

(社)青森県建築設計事務所協会

(財)岩手県建築住宅センター

(社)山形県建築設計事務所協会

(財)宮城県建築住宅センター

(財)秋田県建築住宅センター

(社)秋田県建築設計事務所協会

(社)福島県建築士事務所協会

(社)茨城県建築士事務所協会

(社)栃木県建築設計事務所協会

合同会社群馬県建築構造技術センター

(財)群馬県建設技術センター

(財)埼玉県建築住宅安全協会

(社)埼玉建築設計監理協会

(社)埼玉県建築士事務所協会

千葉県耐震判定協議会

(社)千葉県建築士事務所協会

(財)東京都防災・建築まちづくりセンター

(社)東京都建築士事務所協会

(財)神奈川県建築安全協会

(社)神奈川県建築士事務所協会

(社)新潟県建築設計事務所協会

(財)新潟県建築住宅センター

(社)山梨県建築士事務所協会

(財)長野県建築住宅センター

(社)長野県建築士事務所協会

(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター

(社)静岡県建築士事務所協会

(財)愛知県建築住宅センター

(社)三重県建築士事務所協会

三重県木造住宅耐震促進協議会

(財)石川県建築住宅総合センター

(社)滋賀県建築士事務所協会

(財)滋賀県建築住宅センター

(社)京都府建築設計事務所協会

(社)大阪建築士事務所協会

(財)大阪建築防災センター

(財)兵庫県住宅建築総合センター

(財)なら建築住宅センター

(財)和歌山県建築住宅防災センター

(社)和歌山県建築士事務所協会

(財)鳥取県建築士事務所協会

(社)島根県建築設計事務所協会

(社)岡山県建築士事務所協会

(社)広島県建築士事務所協会

(社)愛媛県建築士事務所協会

(社)高知県建築士事務所協会

(財)福岡県建築住宅センター

(財)熊本県建築住宅センター

(社)大分県建築設計事務所協会

(財)宮崎県建築住宅センター

(財)鹿児島県住宅・建築総合センター

日本 ERI 株式会社

注) 太字は幹事団体

| | | | |
|------|--------------------|------|---------------|
| 北海道 | 建設部住宅局建築指導課 | 香川県 | 土木部建築課建築指導室 |
| 青森県 | 県土整備部建築住宅課 | 愛媛県 | 土木部道路都市局建築住宅課 |
| 岩手県 | 県土整備部建築住宅課 | 高知県 | 土木部建築指導課 |
| 宮城県 | 土木部建築安全推進室 | 福岡県 | 建築都市部建築指導課 |
| 秋田県 | 建設交通部建築住宅課 | 佐賀県 | 県土づくり本部建築住宅課 |
| 山形県 | 土木部建築住宅課 | 長崎県 | 土木部建築課 |
| 福島県 | 土木部建築指導グループ | 熊本県 | 土木部建築課 |
| 茨城県 | 土木部都市局建築指導課 | 大分県 | 土木建築部建築住宅課 |
| 栃木県 | 土木部建築課 | 宮崎県 | 県土整備部建築住宅課 |
| 群馬県 | 県土整備局建築住宅課 | 鹿児島県 | 土木部建築課 |
| 埼玉県 | 都市整備部建築指導課 | 沖縄県 | 土木建築部建築指導課 |
| 千葉県 | 県土整備部建築指導課 | | |
| 東京都 | 都市整備局市街地建築部建築企画課 | | |
| 神奈川県 | 県土整備部建築指導課 | | |
| 新潟県 | 土木部都市局建築住宅課 | | |
| 富山県 | 土木部建築住宅課 | | |
| 石川県 | 土木部建築住宅課 | | |
| 福井県 | 土木部建築住宅課 | | |
| 山梨県 | 土木部建築指導課 | | |
| 長野県 | 住宅部建築管理課 | | |
| 岐阜県 | 都市建築部建築指導課 | | |
| 静岡県 | 都市住宅部建築安全推進室 | | |
| 愛知県 | 建設部建築担当局建築指導課 | | |
| 三重県 | 県土整備部建築開発室 | | |
| 滋賀県 | 土木交通部建築課 | | |
| 京都府 | 土木建築部建築指導課 | | |
| 大阪府 | 住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 | | |
| 兵庫県 | 県土整備部住宅建築局建築指導課 | | |
| 和歌山県 | 県土整備部都市政策課 | | |
| 鳥取県 | 生活環境部景観まちづくり課 | | |
| 島根県 | 土木部建築住宅課 | | |
| 岡山県 | 土木部都市局建築指導課 | | |
| 広島県 | 都市部都市事業局建築指導室 | | |
| 山口県 | 土木建築部建築指導課 | | |
| 徳島県 | 県土整備部建築開発指導課 | | |

参加団体計 153 団体